

東海学院大学動物実験施設における緊急時の対応マニュアル

このマニュアルは、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 25 年環境省告示第 80 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 25 年環境省告示第 84 号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号）に基づき、東海学院大学動物実験施設について、科学的観点、動物愛護の観点および環境保全の観点並びに動物実験を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、緊急時の対応を適正に実施するために必要な事項を定める。

1. 動物実験施設利用者用の対応マニュアル

1) 初期対応（人命、安全確保の優先）

- ・災害発生時には、まず身体的安全確保を行う。
- ・次に負傷者の確認と必要ならば応急処置にあたる。
- ・出火規模が小さければ初期消火等を行う。

2) 飼養保管中の動物への対応

- ・災害発生時には動物が実験施設の外に逸走しないよう、万全を期す。
- ・実験中の動物はケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。

3) 使用中の機器への対応

- ・運転を緊急停止する。

4) 使用中の薬品への対応

- ・落下しないよう床に置く等の対処をする。
- ・発火性・爆発性のある薬品については管理者が定める方法に従う。

5) 電気、水道等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

6) エレベータ使用時の対応

- ・直ちに近くの階に停止させ脱出する。
- ・脱出困難な場合は、非常ボタンを押して防災センターに連絡する。

7) 動物実験施設からの脱出

- ・脱出時には動物の逸走がないよう必ず扉を閉める。
- ・所定の避難経路図により近くの非常口あるいは階段を使用して脱出する。
- ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。
- ・エレベータは使用しない。

8) 関係者への安否の連絡

- ・携帯電話、メール等を利用し、連絡網に従って相互の安否確認を行い、管理者に報告する。

9) 総務課への状況報告

- ・後日、飼育・実験中の動物に対する対応および脱出経路について報告する。

10) 災害後の動物の確認、安楽死の必要性の判断、最小限の動物飼育の継続

- ・建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について確認し、実験責任者に対処を相談する。

- ・災害の規模が大きく動物を適正に維持することが困難と判断された場合、動物実験委員会と協議の上、実験責任者が実験用動物を安楽処分する。

13) 災害後の機器の点検

- ・建物の安全確認後、実験責任者は機器を点検し、正常運転が不能な場合は使用を中止する。

14) その他

- ・危機管理対策本部が設置された場合には、適宜その指示に従う。

2. 動物飼育施設管理者用の対応マニュアル

1) 命令、指揮系統の確認

2) 初期対応（人命、安全確保の優先）

- ・災害発生時には、まず負傷者の救助および身体の安全を確保する。

3) 飼養保管中の動物への対応

- ・直ちに動物をケージに収容し、ケージを飼育棚に戻す。

- ・ケージの落下防止装置を確認する。

- ・飼育棚の転倒防止装置を確認する。

- ・上記が不可の場合は、ケージを床に置く。

4) 電気、水道等への対応

- ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。

5) 飼育室／実験室からの脱出

- ・脱出時には動物の逸走がないよう必ず扉を閉める。

6) 通報

- ・大声で各階にいる人々に事態を知らせる。

7) 災害時の避難と初期消火活動

- ・避難経路にそってグラウンドに避難する。

- ・災害の程度が軽い場合には初期消火活動等を行う。

8) 災害後の安全確認と飼育室の状況把握復旧作業

- ・飼育室の安全確認と被害状況および動物の状態を把握する。

9) その他

- ・危機管理対策本部が設置された場合には、適宜その指示に従う。

3. 復旧マニュアル

1) 災害発生から 1 週間以内に行うこと

(ア) 安全の確認

(イ) 被害状況の把握

(ウ) 対策本部の設置

- ・一つの作業が終了するたびに対策本部に集合し、全体作業の進行状況を把握しながら、次の作業の指示を出すこと。

(エ) 職員の安否確認、出勤可否の確認

- ・携帯電話、メール等を利用し、連絡網に従って相互の安否確認を行い、管理者に報告する。

(オ) 飼育動物の飼育室外への逸走の有無の確認

- ・逸走している場合には、直ちに担当者全員に連絡し、逸走動物をケージに収容し、逸走した飼育室の状況を確認し、逸走防止策を講ずる。

(カ) 飼育室内逸走動物の収容

(キ) 電気、水道、空調等の点検

- ・水道については一旦元栓を閉じること。

(ク) 飼料・水等の確認と整理

- ・使用可能な物資等の数を確認し、必要な物資等を取り出せる状況にする。

(ケ) 給餌、給水体制の確認

- ・状況が極めて厳しい場合には、動物の飲用水確保についてのみ災害発生当日に努力する。
- ・飼育装置等が移動している場合には、飼育装置を正規の位置に戻す。地震発生当日は、給餌・給水ができる状態および安全な状態を確保することを目的とした移動にとどめる。

(コ) 飼育動物の安楽処分の必要性について検討

- ・動物飼育室およびキャンパスの被害状況および復旧の見通しを確認し、動物の健康管理や適切な飼育管理が困難になると予想される場合には、飼育動物の段階的な安楽処分を管理者と協議する。

(サ) 緊急時の飼育管理作業方法

(シ) 総務課への報告と協力要請

(ス) 文部科学省研究振興局学術機関課 (03-6734-43666)

2) 長期化する場合

- ・動物の飼育は中止する

3) マスコミや近隣住民等からの質問あるいは取材依頼等に対する対応

- ・総務課を窓口とし、理事長、管理者および担当教職員の協議のうえ、対応の仕方を決定する。

4. 緊急時への準備

1) 飼料、飲水、飼育機材

- ・飼育開始時に緊急時の備蓄を考慮して用意する。

2) 各種飼育器具の固定

3) 緊急時に必要な資材、安全保護具等の確認

4) 緊急連絡網

(ア) 通報経路

(イ) 電話、メール等の連絡網

- ・本学の非常配備体制の連絡網に準じる。

附則 このマニュアルは平成 27 年 3 月 1 日より施行する。